群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科評価委員会規程

平成16. 4. 1 制定 改正 平成16.11.17 平成27. 4. 1 平成28. 4. 1 令和 3. 4. 1

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学大学評価規則(以下「評価規則」という。)第7条の規定に基づき,群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科(以下「本学部等」という。)に,群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学部等における教育研究水準の向上及び活性化を図るため、教育研究活動等に関する点検・評価及び群馬大学の職員以外の者による評価・検証(以下「大学評価」という。)を行い、もってその社会的責任を果たすことを目的とする。

(組 織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学部長, 研究科長
 - (2) 評議員
 - (3) 副学部長
 - (4) 学科長
 - (5) 各常置委員会委員長
 - (6) 社会情報学部に係る評価規則第5条第1項第3号の室員
 - (7) 将来構想検討委員長
 - (8) 事務長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員長は前条第1号の委員をもって充て, 副委員長は同条第4号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会 議)
- 第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く ことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、大学評価に関する具体的事項を検討させるため、専門委員会を置くこ

とができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附則

この規程は、平成16年11月17日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。